

であることは、同条第9項((9)施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。

1.1 介護(基準省令第13条)

(1) 介護サービス提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上を図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。

(2) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

(3) 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

(4) 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適切なおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

(5) 指定介護老人福祉施設は、入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。

8 指定介護福祉施設サービスの取扱方針

(1) 基準省令第12条第3項で定める処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。

(2) 同条第4項において、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない旨を定めたところであるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならぬものとする。

9 介護(基準省令第13条)

(1) 介護サービス提供に当たっては、施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上を図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。

なお、介護サービス等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

(2) 入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

(3) 排せつの介護に当たっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

(4) おむつを使用せざるを得ない場合には、入所者の心身及び活動の状況に適切なおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

(5) 指定介護老人福祉施設は生活の場としての機能も担っていることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(6) 第6項の「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員を配置する必要があることと規定したものである。

なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。

1.2 食事（基準省令第14条）

(1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とする。

(2)・(3) (略)

(4) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

(5)・(6) (略)

1.3 相談及び援助

基準省令第15条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとるにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

1.4 社会生活上の便宜の提供等

(1)・(2) (略)

(3) 同条第3項は、指定介護老人福祉施設は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとすよう努めなければならない。

(4) 同条第4項は、指定介護老人福祉施設は、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまふことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。

1.5 機能訓練

基準省令第17条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓

(6) 第6項で定める「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものであるとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員を配置を行うこと。

なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。

1.0 食事の提供（基準省令第14条）

(1) 入所者の年齢、身体的状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うこと。

(2)・(3) (略)

(4) 調理及び配膳にあたっては、食品衛生法施行規則別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

(5)・(6) (略)

(7) 入所者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食事ができるよう努力をしなければならないこと。

1.1 相談及び援助

基準省令第15条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとるにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

1.2 社会生活上の便宜の供与等

(1)・(2) (略)

(3) 同条第3項は、指定介護老人福祉施設は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとす。

1.3 機能訓練

基準省令第17条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓

練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じて機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならぬ。

1.6 健康管理

- (1) (略)
- (2) 基準省令第18条第2項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法(昭和57年法律第80号)の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅に復帰した後に指定介護老人福祉施設での入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらうものである。

1.7 入所者の入院期間中の取扱い(基準省令第19条)

- (1) 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。
- (2) 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。
- (3) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、上記の例示の場合であっても、再入所が可能ならばベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。

- (4) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等を利用して差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるように、その利用は計画的なものでなければならぬ。

1.8~2.0 (略)

2.1 計画担当介護支援専門員の責務

基準省令第22条の2は、指定介護老人福祉施設の計画担当介護支援専門員の責務を定めたものである。

計画担当介護支援専門員は、基準省令第12条の業務のほか、指定介護老人福祉施設が行う業務のうち、基準省令第7条第3項から第7項まで、第11条第5項、第33条第2項及び第35条第2項に規定

練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じて機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならぬ。

1.4 健康管理

- (1) (略)
- (2) 基準省令第18条第2項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅復帰後に指定介護老人福祉施設での入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらうとしているものである。

1.5 入所者の入院期間中の取扱い(基準省令第19条)

- (1) 「入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれる」かどうかの判断は、入所者の入院先の病院及び診療所の当該主治医に確認するなどの方法によること。
- (2) 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものであること。
- (3) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、当該例示の場合であっても、再入所が可能ならばベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要があること。
- (4) 入所者の入院期間中のベッドについては、短期入所生活介護事業等を利用して差し支えないが、入所者が退院時に円滑に再入所できるように計画的に行うこと。

1.6~1.8 (略)

される業務を行うものとする。

2.2 運営規程

基準省令第23条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- (1) (略)
- (2) 指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額(第4号)
「指定介護福祉施設サービスの内容」は、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「その他の費用の額」は、基準省令第9条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。
- (3) (略)
- (4) 非常災害対策(第6号)
2.4の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。
- (5) その他施設の運営に関する重要事項(第7号)
当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

2.3 勤務体制の確保等

基準省令第24条は、入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- (1) ~ (3) (略)

2.4 (略)

2.5 衛生管理等

基準省令第27条第1項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- (1) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- (2) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置

1.9 運営規程

基準省令第23条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- (1) (略)
- (2) 指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額(第4号)
「指定介護福祉施設サービスの内容」については、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「その他の費用の額」には、基準省令第9条第3項により徴収が認められている費用の額を指すものであること。
- (3) (略)
- (4) 非常災害対策(第6号)
2.1の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。

2.0 勤務体制の確保等

基準省令第24条は、入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- (1) ~ (3) (略)

2.1 (略)

2.2 衛生管理等

基準省令第27条第1項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護老人福祉施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

(3) (略)

2.6 (略)

2.7 秘密保持等

(1) (略)

(2) 同条第2項は、指定介護老人福祉施設に対して、過去に当該指定介護老人福祉施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることと義務づけられたものであり、具体的には、指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者が、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

(3) (略)

2.8 (略)

2.9 苦情処理

(1) 基準省令第33条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。

(2) 同条第2項は、苦情に対し指定介護老人福祉施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定介護老人福祉施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、基準省令第37条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

(3) 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことがその業務として位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定介護老人福祉施設に対する苦情に関

(2) (略)

2.3 (略)

2.4 秘密保持等

(1) (略)

(2) 同条第2項は、指定介護老人福祉施設に対して、過去に当該指定介護老人福祉施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることと義務づけられたものであり、具体的には、指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者が、従業者でなくなつた後においてこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

(3) (略)

2.5 (略)

2.6 苦情処理

(1) 基準省令第33条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、入所者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示すること等である。

(2) 同条第2項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことがその業務として位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定介護老人福祉施設

する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたものである。

3.0 地域との連携等

(1) 基準省令第3.4.4条第1項は、指定介護老人福祉施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(2) 同条第2項は、基準省令第1条第3項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

3.1 事故発生時の対応

基準省令第3.5条は、入所者が安心して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、また、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準省令第3.7条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録は、2年間保存しておくなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法についてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。

(2)・(3) (略)

3.2 (略)

に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたものである。

2.7 地域との連携等

基準省令第3.4.4条は、指定介護老人福祉施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、指定介護老人福祉施設は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

2.8 事故発生時の対応

基準省令第3.5条は、入所者が安心して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

(1) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定介護老人福祉施設が定めておくことが望ましいこと。

(2)・(3) (略)

2.9 (略)

3.0 記録の整備

基準省令第3.7条により、指定介護老人福祉施設は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から2年間備えておくなければならないこととしたものであること。

(1) 指定介護福祉施設サービスの記録

- ① 施設サービス計画書
 - ② 健康管理の記録等、その提供した指定介護福祉施設サービスに係る記録
 - ③ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録
- (2) 基準省令第20条に係る市町村への通知に係る記録

第5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設

1 第5章の趣旨

「小規模生活単位型」の指定介護老人福祉施設は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うことと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。こうした小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のケアは、これまでの指定介護老人福祉施設のケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第5章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章（基準省令第2条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準省令第39条（基本方針）は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設がユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準省令第42条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 設備に関する基準（基準省令第40条）

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居室での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならぬ。

(2) 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数

の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。

(3) ユニット (第1項第1号)

ユニットは、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえただものでなければならぬ。

(4) 居室 (第1号イ)

① 上記(1)のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。

② 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。

この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる居室とは、次の3つをいう。

イ 当該共同生活室に隣接している居室

ロ 当該共同生活室に隣接してはいるが、1の居室と隣接している居室

ハ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室 (他の共同生活室のイ及びロに該当する居室を除く。)

③ ユニットの入居定員

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であつて、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあつても、次の2つの要件を満たさなければならぬ。

イ 入居定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。